

○武蔵野大学非常勤講師の任期に関する規程

(平成30年 4月 1日)

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（以下「任期法」という。）第5条の規定に基づき、武蔵野大学非常勤講師の任期等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において非常勤講師とは、任期法第5条に基づいて任用された教員をいう。

(教育研究組織、職名等)

第3条 非常勤講師の教育研究組織、職名、任期、再任等に関する事項については別表のとおりとする。

(雇用契約)

第4条 非常勤講師を任用する場合は、雇用契約を締結するものとする。

(規程の公表)

第5条 この規程を定め、又は改正したときは、任期法第5条の規定に基づき、本学ホームページ等に公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表

| 教育研究組織 | 職名 | 任期 | 再任の可否 | 関連諸規程 |
|---|-------|------|-------|--------------------|
| 文学部 グローバル学部 法学部 経済学部 経営学部 アントレプレナーシップ 学部 データサイエンス学部 人間科学部 工学部 教育学部 薬学部 看護学部 通信教育部 文学研究科 言語文化研究科 法学研究科 政治経済学研究科 経営学研究科 データサイエンス研究科 人間社会研究科 仏教学研究科 工学研究科 環境学研究科 教育学研究科 薬科学研究科 看護学研究科 教養教育部 | 非常勤講師 | 1年以内 | 再任可 | 武藏野大学 非常勤講師就業規則 |